

令和元年度第9回庁議提案 審議・**報告**・その他

提出日：令和元年8月6日

担当部・課：総務部管財課〔内線4082〕

① 件 名		
行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料の改定について		
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）		
【背景】 消費税法及び地方税法が改正され、令和元年10月1日から税率が8%から10%に改定されることとなった。		
【目的】 石巻市行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例において、税率改定に伴い影響を受ける箇所を改正するもの。		
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性		
【根拠法令】 消費税法（昭和63年12月30日法律第108号） 地方税法（昭和25年7月31日法律第226号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・ <b>無</b> 〕 又は 〔個別計画との整合性〕】		
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）		
平成28年11月18日 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律等の成立		
⑤ 主な内容		
1 改正内容 不動産に対する消費税の賦課については、取引内容により賦課されるものか否かに分かれる。 今回の改正は、消費税の課税対象となっている建物（居住用以外）に係る使用料についての規定を、8%から10%により計算したものに改めるもの。		
区分	改正後	現行
土地及び居住用住居に係る使用料【非課税】	※現行と同様	当該不動産の時価の100分の3以上100分の10以内に相当する金額の範囲内で市長が定める額
建物（居住用以外）に係る使用料【課税】	当該不動産の時価の <u>100分の3.3</u> 以上100分の11以内に相当する金額の範囲内で市長が定める額	当該不動産の時価の <u>100分の3.24</u> 以上100分の10.8以内に相当する金額の範囲内で市長が定める額
※土地の貸付期間が1か月未満の場合は課税対象となる。		
2 施行年月日 令和元年10月1日		
3 経過措置 改正後の規定は、施行の日以後に使用の許可を受けた行政財産の使用料について適用し、同日前に使用の許可を受けた行政財産の使用料については、なお従前の例による。		

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	
【影響】	行政財産に係る使用料に関し、消費税及び地方消費税の適正な転嫁が図られる。
【市財政への負担】	特になし
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
本市条例と同様の条文構成である仙台市においては、本年第1回定例会で改正済み（施行日は令和元年10月1日）	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
令和元年9月	市議会第3回定例会に石巻市行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例の一部改正について提案 （施行予定年月日：令和元年10月1日）
⑨ その他	